平成２８年（フ）第２４０号
熊本市南区荒尾１丁目１番３号、住民票上の住所熊本市中央区横手１丁目13番41号
破産者　豊川こと　任　　興鎬
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
熊本県宇土市三拾町401番地８　２Ｆ、前住所青森市青柳２丁目３番21号　メゾンマスト青柳301号
破産者　青山　称子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４８号
熊本市東区水源１丁目18番５号、前住所熊本市中央区帯山７丁目７番32号
破産者　上田　桂三
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８９号
北海道登別市登別東町１丁目７番地９
破産者　東川　裕美
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
青森市筒井４丁目７番48号　エスト筒井101号
破産者　和田　双美
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福島県郡山市熱海町熱海４丁目315番地
破産者　寺田　　雅
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅12棟202号
破産者　鈴木　俊六
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９１号
横浜市旭区都岡町32番地12、破産手続開始決定時の住所横浜市旭区川井本町136番地11
破産者　齋藤　　章
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７３号
横浜市旭区柏町40番地２　ベルソフィア南万騎が原Ａ棟202号室、旧住所横浜市戸塚区名瀬町151番地１　戸塚名瀬パークホームズ301号
破産者　佐山　裕和
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９４号
川崎市宮前区菅生５丁目14番４号
破産者　堤　　里子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
新潟県胎内市羽黒1122番地24
破産者　佐久間　徹
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11874番地１
破産者　高山　光植
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第７６３号
京都市山科区御陵血洗町36番地　中村館203号
破産者　小谷　明人
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８００号
大阪府高槻市日吉台三番町４番12号
破産者　橋本　孝治
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
和歌山県新宮市神倉１丁目11番33号
破産者　ＭＡＳＴＥＲＳこと　潮崎　修二
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第７号
佐賀県唐津市紺屋町1675番地２　プルミエール唐津703号
破産者　池田香津美
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３４号
佐賀県唐津市久里1726番地４
破産者　宮口　元久
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目21番19号（エリットコーポ３Ｆ）
破産者　上村　正人
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係